明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

G_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

G_{15} = 0.024

G_{16} = 0.025

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

H_n　平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成10年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{10}　ア　平成10年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成10年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.068

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都市に係るもの　0.044

イ　平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

I_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.044

イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069

I_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.070

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.070

I_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.032

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

G_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

G_{15} = 0.024

G_{16} = 0.025

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

H_n　平成n年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成9年度から平成17年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_9　ア　平成9年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成9年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069

I_{10}　ア　平成10年度市場公募都市に係るもの　0.047

イ　平成10年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都市に係るもの　0.044

イ　平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

I_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.045

イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.069

I_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.070

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.070

I_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.033

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032